

## 令和5年第3回定例会（9月議会）予算及び付託議案審査関係資料

令和5年9月11日  
企画振興部

### 【議案関係】

市町村課 「市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案」について  
(議案第149号) . . . 1

# 「市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第149号）

市町村課

## 1 改正理由

知事の権限に属する事務の市町村への移譲の推進を図るため、衛生パッケージに係る権限移譲対象事務に旅館業の譲渡及び譲受けの承認の事務を加える必要がある。

## 2 改正内容

- (1) 権限移譲対象事務に旅館業法第3条の2第1項の規定による旅館業の譲渡及び譲受けの承認の事務を加える。(別表第34関係)
- (2) その他所要の規定の整理を行う。

## 3 施行期日等

- (1) 改正法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- (2) その他所要の経過措置を設ける。

新		旧	
別表第三十四(第七条関係)	権限移譲対象事務	別表第三十四(第七条関係)	権限移譲対象事務
一 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号。以下この表において「法」という。)第三十一条の規定による旅館業の許可及び同条第四項(法第三条の二第二項、第三条の三第二項及び第三条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定による旅館業の許可等についての国立大学の学長等からの意見の聴取	市町村(保健所を設置する市を除く。)	一 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号。以下この表において「法」という。)第三十一条の規定による旅館業の許可及び同条第四項(法第三条の二第二項及び第三条の三第二項)において準用する場合を含む。)の規定による旅館業の許可等についての国立大学の学長等からの意見の聴取	市町村(保健所を設置する市を除く。)
二 法第三条の二第一項の規定による旅館業の譲渡及び譲受けの承認		二 法第三条の二第一項の規定による営業者たる法人の合併等の承認	
三 法第三条の三第一項の規定による営業者たる法人の合併等の承認		三 法第三条の三第一項の規定による営業者の地位の承継の承認	
四 法第三条の四第一項の規定による旅館業の相続の承認		四 地位の承継の承認	
五 十一略		四 十一略	